ご検討に際しご留意いただきたい事項

▶ご負担いただく費用について

生命保険は預貯金などとは異なり、お払込みいただいた保険料の一部が給付金などのお支払い、ご契約の締結や維持に必要な費用などにあてられます。これらの費用は、保険種類・契約年齢・性別、経過年数などによって異なるため一律の算出方法を記載することができません。

▶お申し込みの撤回、ご契約の解除について（クーリング・オフ制度）

申込者またはご契約者は、ご契約の申込日または第１回保険料相当額（第１回保険料を含みます。）の領収日のいずれか遅い日から、その日を含めて８日以内であれば、書面によりご契約のお申し込みの撤回またはご契約の解除（以下「お申し込みの撤回など」といいます。）をすることができます。クーリング・オフをされた場合、お払込みいただいた金額をお返しいたします。

【お申し出方法】

- 郵便により前記の範囲内（8日以内の消印有効）に以下までお申し出ください。
  〒108-8020 東京都港区白金1-17-3 アクサ生命保険株式会社契約部宛
- 郵便（はがき、手紙）には下記の事項をご記入のうえ、申込書と同一印を押してください。
  ①お申し込みの撤回などをする旨　②申込者またはご契約者の氏名、住所　③申込書記載の事務番号　④取扱代理店名
  くわしくは「ご契約のしおり・約款」「重要事項説明書（契約概要・注意喚起情報・その他重要なお知らせ）」をご参照ください。

▶保険会社の業務または財産の状況が変化した場合について

- 保険会社の業務または財産の状況の変化により、ご契約時にお約束した給付金額などが削減されることがあります。
- アクサ生命は、生命保険契約者保護機構に加入しています。生命保険契約者保護機構の会員である生命保険会社が経営破綻に陥った場合、生命保険契約者保護機構により保険契約者保護の措置が図られることがありますが、この場合にも、ご契約時の給付金額などが削減されることがあります。

▶税法上のお取り扱いについて

【保険料について】

納税する方が契約者（保険料負担者）、受取人が本人（契約者）または配偶者その他の親族（6親等以内の血族と3親等以内の姻族）であるご契約が、生命保険料控除の対象となります。

【各給付金について】

受取人が被保険者、その配偶者もしくはその直系血族、または生計を一にするその他の親族の場合、非課税となります。

※記載の税務のお取り扱いは、2016年2月現在の税制に基づいた一般的なお取り扱いをご案内しているものであり、実際のお取り扱いとは異なる場合があります。また、このお取り扱いは将来変更される可能性があります。個別のお取り扱いについて、くわしくは所轄の税務署にご確認ください。

▶給付金などをお支払いしない場合などの制限事項について、くわしくは「ご契約のしおり・約款」をご覧ください。

▶この保険には、満期保険金・契約者配当金はありません。

▶ご契約の際には、「重要事項説明書（契約概要・注意喚起情報・その他重要なお知らせ）」「ご契約のしおり・約款」を必ずご覧ください。

「重要事項説明書（契約概要・注意喚起情報・その他重要なお知らせ）」「ご契約のしおり・約款」は、ご契約についての大切な事項、必要な保険の知識などについてご説明しています。必ずご一読のうえ、大切に保管してください。

▶生命保険募集人について

募集代理店の担当者（生命保険募集人）は、お客さまとアクサ生命の保険契約締結の媒介を行う者（保険媒介者）で、保険契約締結の代理権はありません。したがいまして、保険契約は、お客さまからの保険契約のお申し込みに対してアクサ生命が承諾したときに有効に成立します。

▶この保険の販売資格について

この保険の販売資格などに関しまして確認をご希望の場合には、アクサ生命カスタマーサービスセンター（TEL：03-6757-0310 受付時間：9:00～17:00 土・日・祝日、年末年始のアクサ生命休業日を除く）までご連絡ください。

▶このパンフレットに記載の内容は2016年5月現在のものです。

お客さまからの生命保険のお手続きやご契約に関するご連絡先

アクサ生命カスタマーサービスセンター

TEL 0120-568-093

<受付時間> 月～金：9:00～19:00、土：9:00～17:00（日・祝日、年末年始のアクサ生命休業日を除く）

募集代理店（みずほ銀行）からのお知らせ

・「限定告知型終身医療保険（無解約払戻金型）」は、アクサ生命保険株式会社を引受保険会社とする生命保険商品であり、預金、投資信託、金融債ではありません。預金保険法第53条に規定する保険金支払いの対象とはなりません。また、元本の保証はありません。
・保険契約にご加入いただくか否かが、株式会社みずほ銀行におけるほかのお取引に影響をおよぼすことはありません。
・借入金を保険料に充当した場合、給付金額などが借入元利合計金額を下回り、借入金の返済が困難となることがあります。したがって保険料の借入を前提として本商品をお申し込みいただくことはできません。
・保険業法上の規定により、お客さまのお勤め先によっては、本商品をお申し込みいただけない場合があります。

募集代理店

株式会社みずほ銀行

お問い合わせは窓口またはフリーダイヤルへ
0120-855-519
受付時間：月～金／9:00～17:00
12月31日、1月1日～3日、祝日、振替休日を除く

引受保険会社

アクサ生命保険株式会社
redefining / standards

〒108-8020 東京都港区白金1-17-3
TEL 03-6737-7777（代表）
アクサ生命ホームページ http://www.axa.co.jp/

Form No.0R4335（7.0）AXA-A1-1602-0319/9F7 2016.05.02

限定告知型終身医療保険
（無解約払戻金型）

2016年5月版

●本資料は商品パンフレットです。
本商品のご検討・お申し込みに際しては、必ず「重要事項説明書（契約概要・注意喚起情報・その他重要なお知らせ）」「ご契約のしおり・約款」をあわせてご確認ください。

●本商品は生命保険であり、預金とは異なります。
本商品の引受保険会社はアクサ生命保険株式会社です。株式会社みずほ銀行は、アクサ生命保険株式会社の募集代理店です。

●この保険は以下の保障を希望されるお客さまにおすすめの保険です。

病気（ガンを含む）やケガの保障

アクサの 一生保障の医療保険 OKメディカル

限定告知型先進医療給付特約・
死亡保険金不担保特約
（限定告知型終身医療保険（無解約払戻金型）用）付
限定告知型終身医療保険（無解約払戻金型）

4つの告知項目に該当しなければ
持病があってもOK！
一生涯にわたってしっかりサポート

契約年齢 20歳～75歳

この商品は新規の販売を停止しています。記載の内容は当資料が作成された時点のもので、すでにご契約いただいているお客さま向けのご参考資料です。
新規のご契約のためにはご利用いただけません。

www.axa.co.jp/

募集代理店

MIZUHO みずほ銀行

引受保険会社

アクサ生命保険株式会社
redefining / standards

「持病があるから…」
という理由で医療保険をあきらめていませんか?

狭心症のため
投薬治療中の方

糖尿病のため通院で
インスリン治療中
の方

入院・手術歴が
ある方

健康診断・
人間ドックで
異常指摘を受けた方

お申し込みいただけるか今すぐチェック

4つの告知項目がすべて**いいえ**なら OK
お申し込みいただけます。
医師の診査は不要です。

※お客さまの健康状態・職業・年齢・アクサ生命での過去の契約状況などを総合的に判断した結果、お引き受けできないこともありますので、あらかじめご了承ください。

告知項目		はい	いいえ
チェック 1	**過去2年以内**に、**病気**や**けが**で、**入院**[*1]をしたことまたは**手術**[*2]をうけたことがありますか?	□	□
チェック 2	**過去5年以内**に、**ガン・悪性新生物(肉腫・白血病・悪性リンパ腫・多発性骨髄腫を含みます)および上皮内新生物(上皮内ガン)**で、**入院**[*1]をしたこと、または**手術**[*2]をうけたことがありますか?	□	□
チェック 3	**現在、ガン・悪性新生物(肉腫・白血病・悪性リンパ腫・多発性骨髄腫を含みます)および上皮内新生物(上皮内ガン)、慢性肝炎、肝硬変**で、医師の**診察・検査**[*3]**・治療・投薬**をうけていますか?[*4]	□	□
チェック 4	**最近3ヵ月以内**に、医師の**診察**または**検査**により**入院**[*1]または**手術**[*2]をすすめられたことがありますか?	□	□

*1 検査入院を含みます。ただし、検査の結果、治療の必要がなかった(病気やケガではなかった)場合、または、正常分娩による入院は除きます。
*2 先進医療による手術を含みます。
*3 検査待ち期間を含みます。
*4 前記疾病の疑いがあると医師に指摘されている場合も含みます。

※上記はご契約お引き受けの原則的な基準です。留意事項など、くわしくは11ページのQ&Aおよび告知書をご覧ください。

持病がある方こそ
しっかりした備えが必要です。

アクサの一生保障の医療保険 OKメディカル

入院や手術を一生涯にわたってサポート。
「持病があっても安心して暮らしたい」
そんな気持ちにお応えできる医療保険です。

持病があってもOK

持病のある方や、過去に入院・手術をされた方もお申し込みいただきやすい終身医療保険です。

⚠この保険は、告知項目をアクサ生命の他の医療保険にくらべて簡易にし引受基準を緩和した商品であるため、アクサ生命の他の医療保険にくらべて保険料が割増しされています。
⚠お客さまの健康状態・職業・年齢・アクサ生命での過去の契約状況などを総合的に判断した結果、お引き受けできない場合があります。

悪化・再発もOK

ご契約前からの持病(既往症)の悪化・再発による入院・手術も保障します。

⚠責任開始期前に、医師によりすすめられていた入院、手術および先進医療による療養については、給付金などはお支払いいたしません。
⚠責任開始期前に発生した不慮の事故などを直接の原因とする入院、手術および先進医療による療養については、責任開始期以後に悪化し、入院、手術および先進医療による療養が必要であると責任開始期以後に初めて医師により判断された場合でも、給付金などはお支払いいたしません。

先進医療もOK

高額になりがちな「先進医療」の技術料を保障します。

⚠この商品に付加されている限定告知型先進医療給付特約は、主契約と同様に告知項目をアクサ生命の同種の特約にくらべて簡易にし引受基準を緩和した商品であるため、アクサ生命の同種の特約にくらべて保険料が割増しされています。
⚠給付対象となる医療行為や医療機関の範囲には制限があります。

「先進医療」についてくわしくは 9 ページへ

アクサ
メディカル
アシスタンス
サービス　をご利用いただけます

※「アクサメディカルアシスタンスサービス」の各サービスは、各サービス提供会社が提供します。アクサ生命が提供する保険商品の一部を構成するものではありません。

くわしくは「アクサメディカルアシスタンスサービス」チラシをご覧ください。

この商品は新規の販売を停止しています。記載の内容は当資料が作成された時点のもので、すでにご契約いただいているお客さま向けのご参考資料です。新規のご契約のためにはご利用いただけません。

アクサの「一生保障」の医療保険 OKメディカルの 保障内容について

OK 1

持病のある方や、過去に入院・手術をされた方もお申し込みいただきやすい終身医療保険です。

⚠この保険は、告知項目をアクサ生命の他の医療保険にくらべて簡易にし引受基準を緩和した商品であるため、アクサ生命の他の医療保険にくらべて保険料が割増しされています。

⚠お客さまの健康状態・職業・年齢・アクサ生命での過去の契約状況などを総合的に判断した結果、お引き受けできない場合があります。

OK 2

ご契約前からの持病（既往症）の悪化・再発による入院・手術も保障します。

⚠責任開始期前に、医師に医療による療養について

⚠責任開始期前に発生した術および先進医療による入院、手術および先進医に初めて医師により判断しません。

よりすすめられていた入院、手術および先進は、給付金などはお支払いいたしません。

不慮の事故などを直接の原因とする入院・手療養については、責任開始期以後に悪化し、療による療養が必要であると責任開始期以後された場合でも、給付金などはお支払いいた

OK 3

高額になりがちな「先進医療」の技術料を保障します。

⚠この商品に付加されている限定告知型先進医療給付特約は、主契約と同様に告知項目をアクサ生命の同種の特約にくらべて簡易にし引受基準を緩和した商品であるため、アクサ生命の同種の特約にくらべて保険料が割増しされています。

⚠給付対象となる医療行為や医療機関の範囲には制限があります。

保障内容

保険期間・保険料払込期間：終身

ご契約例　主契約入院給付金日額：10,000円プラン・5,000円プラン

※限定告知型先進医療給付特約は必須付加となります。
※入院給付金日額は20,000円～5,000円（1,000円単位）の範囲内でお選びいただけます。

		お支払額	入院給付金日額 10,000円 プラン	入院給付金日額 5,000円 プラン	お支払いの限度
主契約	病気で入院	疾病入院給付金	1日につき 10,000円	1日につき 5,000円	1入院60日限度 通算1,095日限度
主契約	ケガで入院	災害入院給付金	1日につき 10,000円	1日につき 5,000円	1入院60日限度 通算1,095日限度
主契約	手　術	手術給付金	1回につき 10万円（入院給付金日額×10）	1回につき 5万円（入院給付金日額×10）	回数無制限 ※ファイバースコープや悪性新生物温熱療法による手術などは、60日に1回のみのお支払いとなります。
特約（必須付加）	先進医療 限定告知型 先進医療給付特約	先進医療給付金	1回の療養につき 先進 医療にかかる技術料と同額		1回の療養につき1,000万円限度 通算2,000万円限度
特約（必須付加）	先進医療 限定告知型 先進医療給付特約	先進医療一時金	1回の療養につき 15万円		―

⚠ご契約日から1年以内は給付金のお支払額が50%に削減されます。くわしくは、下表をご覧ください。

一生涯保障

※疾病入院給付金、災害入院給付金はそれぞれ重複してお支払いしません。
※限定告知型先進医療給付特約は、必須付加となります。また、同一の先進医療において複数回にわたって一連の先進医療給付金のお支払事由に該当する療養を受けられたときは、それらの一連の療養を1回の療養とみなします。
なお、公的助成などにより自己負担額が発生しない場合など、先進医療にかかる技術料が「0」となる場合は、限定告知型先進医療給付特約からのお支払いはありません。
※給付金などをお支払いしない場合などの制限事項について、くわしくは13・14ページの「ご契約に際して」をご覧ください。

⚠ご契約日から**1年以内（支払削減期間）**は給付金のお支払額が**50%**に削減されますのでご注意ください。

保障内容（主契約）

		お支払額	入院給付金日額 10,000円 プラン	入院給付金日額 5,000円 プラン
主契約	病気で入院	疾病入院給付金	1日につき 5,000円	1日につき 2,500円
主契約	ケガで入院	災害入院給付金	1日につき 5,000円	1日につき 2,500円
主契約	手　術	手術給付金	1回につき 5万円	1回につき 2.5万円

※限定告知型先進医療給付特約は支払削減期間がありません。

支払削減期間のイメージ

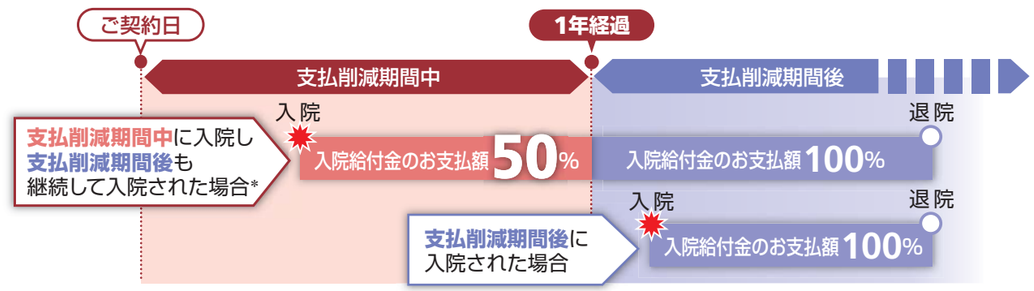

＊被保険者の入院中に支払削減期間が満了した場合、満了後の入院期間に対する支払額については、削減の対象とはなりません。

この商品は新規の販売を停止しています。記載の内容は当資料が作成された時点のもので、すでにご契約いただいているお客さま向けのご参考資料です。新規のご契約のためにはご利用いただけません。

支払事由

	給付金名	このようなときにお支払いします	お支払いの限度	保険期間	ご確認ください
主契約	疾病入院給付金	疾病により入院をされたとき	1入院60日限度 通算1,095日限度	終身	●疾病入院給付金･災害入院給付金は、治療を目的とした入院についてお支払いします。治療を目的としない入院とは、たとえば正常分娩、治療処置をともなわない人間ドック検査などによる入院などのことをいいます。 ●同一の不慮の事故を直接の原因として、不慮の事故の日からその日を含めて180日以内に開始した災害入院給付金のお支払事由に該当する入院が2回以上ある場合は、1回の入院とみなし、同一原因の各入院日数を合算し、入院日数60日をもって、その限度とします。 ●疾病による入院については、所定の異常分娩による入院、所定の不慮の事故にあわれてから180日を経過後に開始した入院および所定の不慮の事故以外の外因による入院を含みます。 ●同一の疾病を直接の原因として、疾病入院給付金のお支払事由に該当する入院を含んで、その入院の退院日の翌日以後に2回以上入院した場合は、1回の入院とみなし、同一原因の各入院日数を合算し、入院日数60日をもって、その限度とします。ただし、疾病入院給付金が支払われることになった最後の入院の退院日の翌日からその日を含めて180日を経過した後に開始した入院は、別の入院として取り扱います。 ●疾病入院給付金のお支払事由に該当する入院を開始したときに、異なる疾病を併発していた場合、またはその入院中に異なる疾病を併発した場合には、その入院開始の直接の原因となった疾病により継続して入院したものとみなして疾病入院給付金をお支払いします。 ●不慮の事故を直接の原因として入院を開始したとき、またはその入院中に、異なる不慮の事故が生じており、支払うべき災害入院給付金が重複するときは、災害入院給付金は重複してお支払いしません。この場合、災害入院給付金が支払われない入院日数についても、その不慮の事故による1回の入院についてのお支払日数の計算に含めます。 ●災害入院給付金と疾病入院給付金のお支払事由が重複して生じた場合には、災害入院給付金が支払われる期間については、疾病入院給付金はお支払いしません。
	災害入院給付金	所定の不慮の事故により入院をされたとき	1入院60日限度 通算1,095日限度	終身	
	手術給付金	所定の手術を受けられたとき	回数無制限	終身	●手術給付金は治療を目的とした手術についてお支払いします。治療を目的としない手術とは、たとえば、美容上の処置･手術、正常分娩、疾病を原因としない不妊手術、診断･検査（生検･腹腔鏡検査など）のための手術などのことをいいます。 ●被保険者が同一の日に2つ以上の手術を受けられたときは、いずれか1つの手術についてのみ手術給付金をお支払いします。 ●ファイバースコープや悪性新生物温熱療法による手術などは、60日に1回のみのお支払いとなります。 ●屈折矯正手術（近視矯正手術など）および調節異常矯正手術（遠視矯正手術など）についてはお支払いの対象となりません。
特約（必須付加）	先進医療給付金	所定の先進医療による療養を受けられたとき	1回の療養につき1,000万円限度 通算2,000万円限度	終身	●所定の先進医療とは、健康保険法などの公的医療保険制度に基づく「評価療養」のうち「高度の医療技術を用いた療養その他の療養」として厚生労働大臣が定める「先進医療による療養」（以下「先進医療」）をその取り扱いが認められた保険医療機関で受けられた場合を指します。ただし「先進医療」の取り扱いが認められた保険医療機関で「先進医療」と同様の療養を受けられても、当該医療機関の判断によりその療養が「先進医療」として実施されたものでない場合には、この特約による給付対象とはなりません。 ●同一の先進医療において複数回にわたって一連の先進医療給付金のお支払事由に該当する療養を受けられたときは、それらの一連の療養を1回の療養とみなして、先進医療給付金をお支払いします。なお、この場合、最初にその先進医療給付金のお支払事由に該当する療養を受けられたときに先進医療一時金のお支払事由に該当したものとみなして、先進医療一時金をお支払いします。 ●所定の先進医療による療養を受けられた日現在、公的医療保険制度の給付対象となっている療養の場合は、先進医療給付金および先進医療一時金のお支払いの対象にはなりません。 ●先進医療給付金のお支払いがお支払限度額（通算2,000万円）に達したときは、この特約は消滅します。
	先進医療一時金	先進医療給付金の支払われる療養を受けられたとき	－	終身	

⚠ 支払事由の詳細、給付金などをお支払いしない場合、ご契約お引き受けの限度や条件など、くわしくは「重要事項説明書（契約概要･注意喚起情報･その他重要なお知らせ）」「ご契約のしおり･約款」を必ずご確認ください。

保険料の払込免除について

●次の場合に保険料のお払込みを免除します。
- ・被保険者が責任開始期以後に発生した所定の不慮の事故による傷害を直接の原因として、所定の高度障害状態に該当されたとき。
- ・被保険者が責任開始期以後に発生した所定の不慮の事故による傷害を直接の原因として、所定の不慮の事故の日からその日を含めて 180 日以内に所定の障害状態に該当されたとき。

この商品は新規の販売を停止しています。記載の内容は当資料が作成された時点のもので、すでにご契約いただいているお客さま向けのご参考資料です。新規のご契約のためにはご利用いただけません。

保険料表

保険期間・保険料払込期間 ： 終身

ご契約例　主契約入院給付金日額 ： 10,000円プラン・5,000円プラン
※限定告知型先進医療給付特約は必須付加となります。

【男性】

2016年5月現在
（単位：円）

契約年齢*	入院給付金日額 10,000円 プラン		入院給付金日額 5,000円 プラン	
	口座振替扱月払	年払	口座振替扱月払	年払
20 歳	4,209	48,705	2,194	25,390
21 歳	4,299	49,725	2,239	25,900
22 歳	4,399	50,865	2,289	26,470
23 歳	4,489	52,005	2,334	27,040
24 歳	4,589	53,145	2,384	27,610
25 歳	4,699	54,405	2,439	28,240
26 歳	4,809	55,655	2,494	28,865
27 歳	4,919	56,905	2,549	29,490
28 歳	5,039	58,275	2,609	30,175
29 歳	5,149	59,645	2,664	30,860
30 歳	5,279	61,125	2,729	31,600
31 歳	5,409	62,605	2,794	32,340
32 歳	5,559	64,315	2,869	33,195
33 歳	5,699	65,915	2,939	33,995
34 歳	5,839	67,625	3,009	34,850
35 歳	5,999	69,445	3,089	35,760
36 歳	6,169	71,385	3,174	36,730
37 歳	6,329	73,215	3,254	37,645
38 歳	6,489	75,145	3,334	38,610
39 歳	6,659	77,085	3,419	39,580
40 歳	6,839	79,135	3,509	40,605
41 歳	7,019	81,195	3,599	41,635
42 歳	7,189	83,245	3,684	42,660
43 歳	7,379	85,405	3,779	43,740
44 歳	7,579	87,685	3,879	44,880
45 歳	7,769	89,965	3,974	46,020
46 歳	7,969	92,245	4,074	47,160
47 歳	8,179	94,645	4,179	48,360
48 歳	8,389	97,155	4,284	49,615
49 歳	8,609	99,655	4,394	50,865
50 歳	8,849	102,395	4,514	52,235
51 歳	9,079	105,135	4,629	53,605
52 歳	9,329	107,985	4,754	55,030
53 歳	9,589	110,945	4,884	56,510
54 歳	9,849	114,025	5,014	58,050
55 歳	10,139	117,325	5,159	59,700
56 歳	10,419	120,635	5,299	61,355
57 歳	10,719	124,055	5,449	63,065
58 歳	11,019	127,585	5,599	64,830
59 歳	11,349	131,355	5,764	66,715
60 歳	11,679	135,225	5,929	68,650
61 歳	12,049	139,445	6,114	70,760
62 歳	12,419	143,775	6,299	72,925
63 歳	12,819	148,335	6,499	75,205
64 歳	13,219	153,015	6,699	77,545
65 歳	13,639	157,915	6,909	79,995
66 歳	14,079	162,925	7,129	82,500
67 歳	14,529	168,175	7,354	85,125
68 歳	14,989	173,535	7,584	87,805
69 歳	15,479	179,115	7,829	90,595
70 歳	15,979	184,935	8,079	93,505
71 歳	16,499	190,975	8,339	96,525
72 歳	17,039	197,245	8,609	99,660
73 歳	17,599	203,745	8,889	102,910
74 歳	18,169	210,235	9,174	106,155
75 歳	18,729	216,735	9,454	109,405

【女性】

2016年5月現在
（単位：円）

契約年齢*	入院給付金日額 10,000円 プラン		入院給付金日額 5,000円 プラン	
	口座振替扱月払	年払	口座振替扱月払	年払
20 歳	4,559	52,805	2,369	27,440
21 歳	4,649	53,835	2,414	27,955
22 歳	4,739	54,855	2,459	28,465
23 歳	4,829	55,885	2,504	28,980
24 歳	4,909	56,795	2,544	29,435
25 歳	4,989	57,705	2,584	29,890
26 歳	5,069	58,615	2,624	30,345
27 歳	5,139	59,535	2,659	30,805
28 歳	5,219	60,445	2,699	31,260
29 歳	5,299	61,355	2,739	31,715
30 歳	5,379	62,265	2,779	32,170
31 歳	5,449	63,065	2,814	32,570
32 歳	5,519	63,865	2,849	32,970
33 歳	5,589	64,665	2,884	33,370
34 歳	5,659	65,455	2,919	33,765
35 歳	5,729	66,255	2,954	34,165
36 歳	5,799	67,165	2,989	34,620
37 歳	5,889	68,195	3,034	35,135
38 歳	5,989	69,335	3,084	35,705
39 歳	6,099	70,585	3,139	36,330
40 歳	6,219	71,955	3,199	37,015
41 歳	6,359	73,555	3,269	37,815
42 歳	6,509	75,375	3,344	38,725
43 歳	6,679	77,315	3,429	39,695
44 歳	6,879	79,595	3,529	40,835
45 歳	7,079	81,985	3,629	42,030
46 歳	7,299	84,495	3,739	43,285
47 歳	7,529	87,115	3,854	44,595
48 歳	7,759	89,855	3,969	45,965
49 歳	8,009	92,705	4,094	47,390
50 歳	8,259	95,555	4,219	48,815
51 歳	8,509	98,515	4,344	50,295
52 歳	8,769	101,485	4,474	51,780
53 歳	9,049	104,675	4,614	53,375
54 歳	9,339	108,095	4,759	55,085
55 歳	9,649	111,625	4,914	56,850
56 歳	9,959	115,275	5,069	58,675
57 歳	10,299	119,155	5,239	60,615
58 歳	10,639	123,145	5,409	62,610
59 歳	10,999	127,245	5,589	64,660
60 歳	11,369	131,575	5,774	66,825
61 歳	11,759	136,135	5,969	69,105
62 歳	12,179	140,925	6,179	71,500
63 歳	12,609	145,945	6,394	74,010
64 歳	13,079	151,415	6,629	76,745
65 歳	13,569	157,005	6,874	79,540
66 歳	14,079	162,925	7,129	82,500
67 歳	14,619	169,195	7,399	85,635
68 歳	15,169	175,585	7,674	88,830
69 歳	15,739	182,195	7,959	92,135
70 歳	16,339	189,145	8,259	95,610
71 歳	16,959	196,335	8,569	99,205
72 歳	17,609	203,855	8,894	102,965
73 歳	18,269	211,495	9,224	106,785
74 歳	18,929	219,135	9,554	110,605
75 歳	19,599	226,885	9,889	114,480

＊契約年齢とは、ご契約日における被保険者の年齢のことをいいます。被保険者の契約年齢は満年齢で計算し、1年未満の端数については、切捨てます。

※限定告知型先進医療給付特約は必須付加となります。なお、上記の保険料には、主契約、限定告知型先進医療給付特約の保険料が含まれています。　限定告知型先進医療給付特約の保険料は全年齢男女一律で、口座振替扱月払は179円、年払は2,075円です。

※入院給付金日額は20,000円～5,000円（1,000円単位）の範囲内でお選びいただけます。上記以外の入院給付金日額の場合の保険料については、設計書などでご確認ください。

この商品は新規の販売を停止しています。記載の内容は当資料が作成された時点のもので、すでにご契約いただいているお客さま向けのご参考資料です。新規のご契約のためにはご利用いただけません。

お支払例

ケース1 持病の糖尿病が悪化。30日間入院し、手術（硝子体茎顕微鏡下離断術）を受けられた場合
主契約：入院給付金日額 5,000円　の場合

ご契約日から1年以内（支払削減期間中）に手術を受け入退院した場合

疾病入院給付金（5,000円×50%×30日）……75,000円
手術給付金（5,000円×50%×10）……25,000円

合計 **100,000**円

ご契約日から1年経過後に手術を受け入退院した場合

疾病入院給付金（5,000円×30日）……150,000円
手術給付金（5,000円×10）……50,000円

合計 **200,000**円

ケース2 肺ガンで所定の医療機関において重粒子線治療を受けられた場合
重粒子線治療の技術料：3,080,000円　の場合

先進医療給付金……3,080,000円
先進医療一時金……150,000円

合計 **3,230,000**円

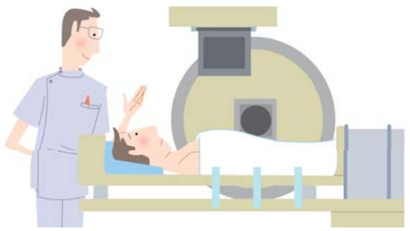

同一の先進医療を複数回にわたって受けられた場合は、それらの一連の療養を1回の療養とみなします。

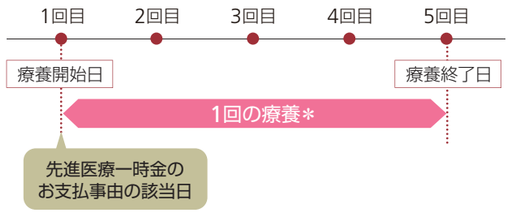

＊ 先進医療給付金は、1回目から5回目までを1回の療養とみなし、1,000万円を限度としてお支払いします。

コラム ご存じですか？先進医療

先進医療とは、最先端の科学技術を医療に適用した治療法のうち、厚生労働大臣が承認したものをいいます。高い治療効果が期待できる一方で、その技術料は公的医療保険が適用されず全額自己負担となるので、患者にとっては重い負担となることがあります。

■先進医療にかかる自己負担の例

たとえば、公的医療保険の被保険者（本人）で、1ヵ月（1日～末日まで）の医療費が400万円、そのうち先進医療にかかる費用（技術料）が300万円とした場合、その300万円は全額自己負担（公的医療保険適用外）となります。

■先進医療の例

	技術料（平均額）*3
重粒子線治療	3,086,340円
陽子線治療	2,680,804円
多焦点眼内レンズを用いた水晶体再建術	535,218円
高周波切除器を用いた子宮腺筋症核出術	301,000円

＊1 70歳未満・年収（目安）約370万円～約770万円の場合。実際の自己負担額は年齢や所得によって異なります。
＊2 公的医療保険の対象となる医療費が1ヵ月（1日～末日）で一定額を超えた場合に、その超えた金額が支給される制度です。詳細はご加入の公的医療保険の窓口などにお問い合わせください。
＊3 出典：平成28年1月20日中央社会保険医療協議会総会資料「平成27年6月30日時点で実施されていた先進医療の実績報告について」（平成26年7月1日～平成27年6月30日の実績報告）
「技術料（平均額）」は上記出典にもとづき算出（表示単位未満は切捨て）しています。（療養の種類や医療機関によっても異なります。）

※公的医療保険制度の内容は2016年1月時点の内容であり、将来変更される可能性があります。

※上記例は、2016年1月時点で厚生労働大臣により定められている先進医療です。先進医療の対象となる技術・医療機関は厚生労働大臣が定めた技術・医療機関に限ります。先進医療は随時見直されますので、最新の内容は厚生労働省のホームページでご確認ください。

ご契約のスケジュール

【第1回保険料のお払込みと契約日・責任開始期について】

第1回保険料は、アクサ生命指定の口座にお払込みいただきます。

●**契約日**　：契約年齢・保険期間などの計算の基準日
（契約年齢はご契約日における被保険者の満年齢となります。）
➡責任開始期の属する月の翌月1日

●**責任開始期**：ご契約上の保障（責任）が開始される時期
➡（1）告知（2）アクサ生命が第1回保険料を受けとったとき、のいずれか遅いとき

【第2回以後の保険料のお払込みについて】

第2回以後の保険料は、ご契約者の指定口座より自動振替します。

●**保険料振替日**：振替月の27日
※27日が指定金融機関の休業日に該当する場合は、翌営業日となります。

ご契約のお申し込みから第2回保険料振替日までのスケジュール目安

（例）2月に月払でご契約をお申し込みいただいた場合

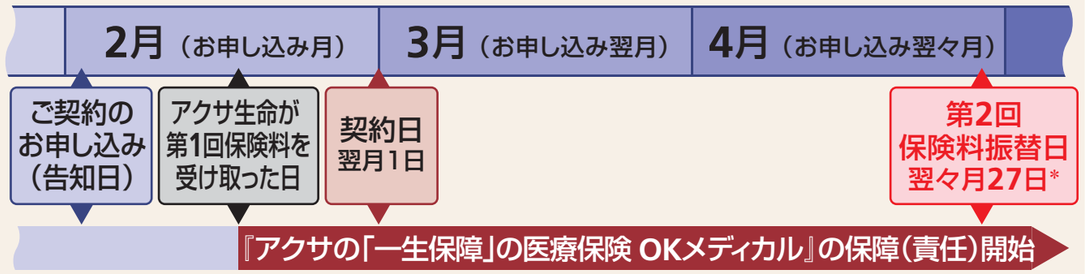

＊年払の場合の第2回保険料振替日は、翌年の契約応当日の属する月の27日となります。

この商品は新規の販売を停止しています。記載の内容は当資料が作成された時点のもので、すでにご契約いただいているお客さま向けのご参考資料です。新規のご契約のためにはご利用いただけません。

Q&A お客さまのご質問にお答えします

Q1 健康な人も入れますか？

A 引受基準緩和型でない医療保険をご検討ください。

この保険は、健康状態に不安のある方（糖尿病のため通院でインスリン治療中の方、狭心症のため投薬治療中の方など）でもお申し込みいただきやすいように告知項目をアクサ生命の他の医療保険にくらべて簡易にし引受基準を緩和した商品です。このため、アクサ生命の他の医療保険にくらべて保険料が割増しされています。
健康な方は、引受基準緩和型でない医療保険をご検討ください（ただし、ご契約時の告知、診査などの結果により、ご契約いただけないこともございます）。

Q2 健康状態に関する条件は4つの告知項目だけですか？

A はい、4つだけです。

4つの告知項目以外の治療歴や現在の病状についておたずねすることはありません。
なお、4つの告知項目に1つでも該当する場合はご契約いただけません。

※4つの告知項目に該当しない場合でも、お客さまの職業・年齢・アクサ生命での過去の契約状況などを総合的に判断した結果、お引き受けできない場合もございます。

告知項目「過去2年以内に、病気やけがで、入院をしたことまたは手術をうけたことがありますか?」について

Q3-1 「過去2年以内」とはどのような入院・手術を指しますか?

A 告知書の記入日時点で、「退院日の翌日から2年を経過していない入院」、「手術日の翌日から2年を経過していない手術」を指します。

なお、ガン・悪性新生物（肉腫・白血病・悪性リンパ腫・多発性骨髄腫を含む）および上皮内新生物（上皮内ガン）については、過去5年以内の入院・手術について告知いただきます。

Q3-2 入院には検査入院や正常分娩の入院も含まれますか?

A 検査入院－含まれます。

検査入院は通常、生じている症状の原因を調べ、今後の治療方針を決定するための入院であるため、告知項目の「入院」に含まれます。ただし、検査の結果、治療の必要がなかった（病気やケガではなかった）場合は含まれません。

A 正常分娩－含まれません。

正常分娩や人間ドックでの入院など、病気やケガによらないものは告知項目の「入院」には含まれません。

Q3-3 軽微な入院・手術も含まれますか?

A 含まれます。

発熱や打撲などでの日帰り入院や短期間の入院、および日帰りでの簡単な手術なども、告知項目の入院・手術に含まれます。手術には、切開術に限らず、内視鏡（ファイバースコープ）・カテーテル・放射線・レーザー光線・超音波・体外衝撃波療法（ESWL）なども含まれます。
なお、吸引や傷口の単なる縫合、神経ブロック注射など処置的なものは手術には含まれません。

Q4 7年前に乳ガンの手術後、約1年間抗がん剤治療で通院しました。現在は経過観察のため3ヵ月に1度通院しています。申し込みできますか？

A お申し込みいただけません。

この場合の経過観察は、4つの告知項目の中にある「現在、ガン・悪性新生物で医師の診察をうけていますか?」にあてはまります。たとえ治療が終了していても、「ガンの診察」が継続している限り、お申し込みいただくことはできません。

Q5 こんなとき、申し込むことはできますか?

糖尿病治療のために通院していますが、申し込みできますか？

不整脈と診断を受けており、現在も投薬治療中ですが、申し込みできますか?

アレルギーの持病で、現在も定期的に通院中です。申し込みできますか？

A お申し込みいただけます。

4つの告知項目をご確認いただき該当項目がなければお申し込みいただくことができます。

※4つの告知項目に該当しない場合でも、お客さまの職業・年齢・アクサ生命での過去の契約状況などを総合的に判断した結果、お引き受けできない場合もございます。

Q6 契約の半年ほど前にすでに医師から入院をすすめられていました。契約後にその入院を行った場合、給付金は支払われますか?

A お支払いできません。

保障が始まる日（責任開始期）より前に入院・手術・先進医療による療養を医師からすすめられていた場合は、入院・手術・先進医療に対して給付金などをお支払いできません。

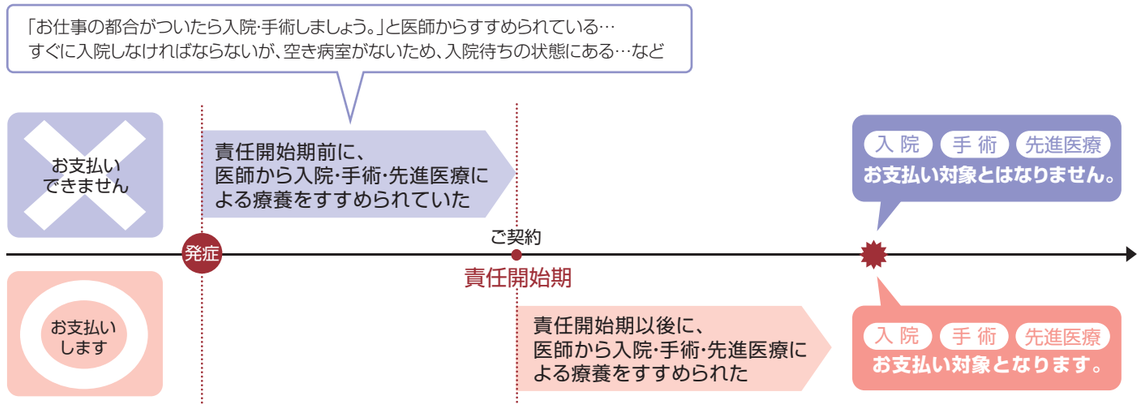

Q7 契約の1年前に発病した「椎間板ヘルニア」が、契約後に悪化し、医師から初めて入院が必要であると診断されました。この場合、給付金は支払われますか?

A お支払いします。

責任開始期前に発病した疾病を直接の原因とする入院ですが、責任開始期以後に悪化し、入院が必要であると初めて判断されているため、お支払いします。

この商品は新規の販売を停止しています。記載の内容は当資料が作成された時点のもので、すでにご契約いただいているお客さま向けのご参考資料です。新規のご契約のためにはご利用いただけません。

ご契約に際して

健康な方は、引受基準緩和型でない医療保険をご検討ください。

●この保険は、健康状態に不安のある方（糖尿病のため通院でインスリン治療中の方、狭心症のため投薬治療中の方など）でもお申し込みいただきやすいように告知項目をアクサ生命の他の医療保険にくらべて簡易にし、引受基準を緩和した商品です。このため、アクサ生命の他の医療保険にくらべて、保険料が割増しされています。

●現在健康状態が優れなかったり、過去に病気やケガによる入院などをしている方であっても、健康状態について詳細な告知や医師の診査を受けていただくことにより、保険料の割増しがなく、支払削減期間が設定されていない他の医療保険にご契約いただける場合があります。

契約年齢

20歳～75歳

契約年齢とは、ご契約日における被保険者の年齢のことをいいます。被保険者の契約年齢は満年齢で計算し、1年未満の端数については、切捨てます。

入院給付金日額

最高20,000円／最低5,000円／1,000円単位

※アクサ生命引受の他のご契約との通算引受限度により、ご契約が制限される場合があります。

保険期間・保険料払込期間

終身

保険料払込方法

●口座振替扱月払

●年払

主契約について

お支払事由	お支払額	
	ご契約日から1年以内（支払削減期間）	ご契約日から1年経過後
被保険者が疾病により1日以上入院されたとき **＜疾病入院給付金＞** 1入院60日限度、通算1,095日限度	入院給付金日額の50%×入院日数	入院給付金日額×入院日数
被保険者が所定の不慮の事故により180日以内に開始した1日以上の入院をされたとき **＜災害入院給付金＞** 1入院60日限度、通算1,095日限度	入院給付金日額の50%×入院日数	入院給付金日額×入院日数
被保険者が治療を直接の目的として所定の手術を受けられたとき **＜手術給付金＞** 一部の手術を除きお支払限度はありません	入院給付金日額の50%×10	入院給付金日額×10

※1日入院（入院日数が1日）とは、入院日と退院日が同一の日である場合のことをいい、病院または診療所に対する入院基本料の支払いの有無などを参考にしてアクサ生命が判断いたします。

●支払削減期間中に入院を開始し、入院中に支払削減期間が満了した場合、満了後の入院期間に対する支払額については、削減の対象とはなりません。

●災害入院給付金・疾病入院給付金・手術給付金は、治療を目的とした入院または手術について、お支払いします。治療を目的としない入院・手術とは、たとえば、美容上の処置・手術、正常分娩、疾病を直接の原因としない不妊手術、診断・検査（生検、腹腔鏡検査など）のための手術、治療処置をともなわない人間ドック検査などによる入院などのことをいいます。

●同一の不慮の事故を直接の原因として、不慮の事故の日からその日を含めて180日以内に開始した災害入院給付金のお支払事由に該当する入院が2回以上ある場合は、1回の入院とみなします。

●同一の疾病を直接の原因として、疾病入院給付金のお支払事由に該当する入院を含んで、その入院の退院日の翌日以後に2回以上入院した場合は、1回の入院とみなします。ただし、疾病入院給付金が支払われることになった最後の入院の退院日の翌日からその日を含めて180日を経過した後に開始した入院は、別の入院としてお取り扱いします。

●災害入院給付金と疾病入院給付金のお支払事由が重複して生じた場合には、災害入院給付金が支払われる期間については、疾病入院給付金はお支払いしません。

●被保険者が同一の日に2つ以上の手術を受けられたときは、いずれか1つの手術についてのみ手術給付金をお支払いします。

●ファイバースコープや悪性新生物温熱療法による手術などは、60日に1回のみのお支払いとなります。

●屈折矯正手術（近視矯正手術など）および調節異常矯正手術（遠視矯正手術など）についてはお支払いの対象となりません。

限定告知型先進医療給付特約について

お支払事由	お支払額	
	ご契約日から1年以内（支払削減期間）	ご契約日から1年経過後
被保険者が所定の先進医療による療養を受けられたとき（ただし、先進医療にかかる技術料*が「0」の場合を除きます） **＜先進医療給付金＞**	先進医療にかかる技術料*と同額（1回の療養につき1,000万円限度、通算2,000万円限度）	
被保険者が先進医療給付金のお支払事由に該当する療養を受けられたとき **＜先進医療一時金＞**	15万円	

*被保険者が受けられた先進医療に対する被保険者の負担額として、保険医療機関によって定められた金額をいいます。

●所定の先進医療とは、健康保険法などの公的医療保険制度に基づく「評価療養」のうち、「高度の医療技術を用いた療養その他の療養」として厚生労働大臣が定める「先進医療による療養」（以下「先進医療」）をその取り扱いが認められた保険医療機関で受けられた場合を指します。
ただし「先進医療」の取り扱いが認められた保険医療機関で「先進医療」と同様の療養を受けられても、当該医療機関の判断によりその療養が「先進医療」として実施されたものでない場合には、この特約による給付対象とはなりません。

●給付対象となる「先進医療」の種類およびその取扱保険医療機関は、厚生労働大臣の認定が適宜見直されることにともない変更となることがあります。また「先進医療」にかかる技術料は取扱保険医療機関によって異なります。

※先進医療は随時見直されますので、最新の内容は厚生労働省のホームページでご確認ください。

●同一の先進医療において複数回にわたって一連の先進医療給付金のお支払事由に該当する療養を受けられたときは、それらの一連の療養を1回の療養とみなして、先進医療給付金をお支払いします。なお、この場合、最初にその先進医療給付金のお支払事由に該当する療養を受けられたときに先進医療一時金のお支払事由に該当したものとみなして、先進医療一時金をお支払いします。

●先進医療給付金のお支払いがお支払限度（通算2,000万円）に達したときは、この特約は消滅します。

●すでに、先進医療給付特約（12）・限定告知型先進医療給付特約・ガン先進医療特約（12）・先進医療給付特約（09）・高度先進医療給付特約（03）・高度先進医療給付特約（新医療保険用）・ガン先進医療給付特約などを付加しているご契約がある場合、今回のお申し込みにあたっては、限定告知型先進医療給付特約を付加できません。

・アクサ生命は、法令などが改正された場合で特に必要と認めたときは、主務官庁の認可を得て、将来に向かって限定告知型先進医療給付特約の特約条項を変更（給付金のお支払事由に関するものに限ります）することがあります。
・限定告知型先進医療給付特約は、健康に不安がある方であっても、主契約と同じ簡易な告知により、先進医療に対する保障が得られるよう設計した商品です。このため、アクサ生命の他の先進医療に対する保障を目的とした商品などとくらべて、保険料が割増しされています。

死亡保険金不担保特約（限定告知型終身医療保険（無解約払戻金型）用）について

●このご契約には、死亡保険金不担保特約（限定告知型終身医療保険（無解約払戻金型）用）が付加されております。そのため、死亡保険金はお支払いの対象外となります。

●この特約のみの解約はできません。

指定代理請求特約について

●ご契約者が被保険者の同意を得て、この特約を付加した場合、所定の給付金などの受取人が給付金などを請求できない所定の事情があるときに、給付金などの受取人に代わりあらかじめ指定した指定代理請求人が給付金などを請求することができます。

保険料の払込免除について

●次の場合に保険料のお払込みを免除します。
・被保険者が責任開始期以後に発生した所定の不慮の事故による傷害を直接の原因として、所定の高度障害状態に該当されたとき。
・被保険者が責任開始期以後に発生した所定の不慮の事故による傷害を直接の原因として、所定の不慮の事故の日からその日を含めて180日以内に所定の障害状態に該当されたとき。

払いもどし金について

●このご契約には、払いもどし金はありません。

この保険では、責任開始期前に発病した疾病を直接の原因とする入院・手術・先進医療による療養についても、責任開始期以後にその疾病の症状が悪化したこと、またはその疾病と因果関係のある疾病を発病したことにより、入院・手術による治療または先進医療による療養が必要であると医師によって初めて（責任開始期前を含みます）判断された場合は、責任開始期以後に発病した疾病による入院・手術・先進医療による療養とみなして、給付金などをお支払いします。
ただし、**責任開始期前に、医師によりすすめられていた入院・手術・先進医療による療養については、給付金などはお支払いいたしません。**
また、**責任開始期前に発生した不慮の事故などを直接の原因とする入院・手術・先進医療による療養については、責任開始期以後に悪化し、入院・手術・先進医療による療養が必要であると責任開始期以後に初めて医師により判断された場合でも、給付金などはお支払いいたしません。**

この商品は新規の販売を停止しています。記載の内容は当資料が作成された時点のもので、すでにご契約いただいているお客さま向けのご参考資料です。新規のご契約のためにはご利用いただけません。